

出店規約

第1条（総則）

本規約は、楽天株式会社（以下甲という。）が管理するサーバ（以下サーバという。）において甲が指定したURLのページ（以下出店ページという。）を開設し、甲がインターネット上で運営する楽天市場モール（以下モールという。）に出店することを申し込み、甲が出店ページの開設及びモールへの出店を認めた場合の、甲と出店申込者（以下乙という。）との間の契約関係につき定めるものである。

第2条（出店ページの開設、出店）

1. 甲は、乙に対し、サーバにおいて出店ページを開設すること、モール上で出店ページを物品の販売及び役務の提供（以下販売等という。）のために利用すること（以下出店という。）を許諾し、甲所定の販売等に必要ホームページの枠組み及びデータベースシステムを提供する。
2. 甲は、モール及び出店ページを構成するソフトウェアについて、甲の判断により自由にその仕様を変更し、バージョンアップをすることができる。
3. 甲は乙に対し、R-Mail利用規約に基づき、甲が提供するR-Mailサービスを利用する事を許諾する。

第3条（届出事項）

乙は、以下の事項をあらかじめ甲に届出するものとし、以下の事項に変更がある場合にも同様とする。

- ア. 商号及び住所
- イ. 取扱商品及び役務
- ウ. 代金の決済方法（利用できるクレジットカード等）
- エ. その他甲が指定するこの業務に関する事項

第4条（権利の譲渡）

乙は、本モールに出店する権利を譲渡することはできない。

第5条（出店ページの開設）

甲は、乙に対し、ID及びパスワード（以下アカウントという。）を発行し（以下アカウントを発行した日をアカウント発行日という。）、乙の出店ページを開設する。

第6条（出店、コンテンツの表示）

1. 乙は、前条に基づき開設された出店ページ上に、甲の定める規格に従い、販売する物品ないし提供する役務（以下商品等という。）についての情報等（以下コンテンツという。）をアカウント発行日から合理的期間内に制作し、表示する。
2. 乙は、前項のコンテンツの制作及び表示にあたり、次の事項を遵守する。
 - (1) 第12条に反する表示をしないこと
 - (2) わいせつ又はグロテスクな表示をしないこと
 - (3) 以下の事項について表示すること
 - ア. 乙の住所
 - イ. 乙の屋号
 - ウ. 乙の電話番号及び電子メールアドレス
 - エ. 商品等の代金の支払方法
 - オ. 商品等についての問い合わせ及び苦情は乙宛に行うべきこと
3. 甲は、乙の制作したコンテンツが前項記載の事項を遵守して制作されている場合には、そのコンテンツがモールにふさわしくないと認めない限り、出店を許可する。
4. 乙は、出店後、本条に定める条件に従い、出店ページ上のコンテンツを改訂し、表示することができる。
5. 甲は、前項に基づきこの改訂したコンテンツが第2項に違反する場合には、乙の出店ページをモール及びサーバから削除することができる。
6. 甲は、第4条に基づき乙の改訂したコンテンツがモールにふさわしくないと認められる場合には、その内容及びデザインを変更するよう求めることができる。乙が甲の変更請求に従わない場合には、甲は出店ページをモール及びサーバから削除することができる。

第7条（著作権等）

1. 出店ページにかかる著作物については、甲が制作したものは甲が、乙が制作したものは乙が、それぞれ著作権を有する。
2. 乙は、前項の乙の著作物について、甲がモールのプロモーション又はモール内でのハイパーリンクのために無償で使用することを許諾する。

第8条（販売方法）

1. 乙は、出店ページを閲覧した者から商品等の注文があった場合には、その者（以下顧客という。）との間で、商品等の送付、代金の決済その他販売に必要な手続きを直接行う。乙が代金の決済にクレジットカードを利用する場合には、乙の責任と負担において、クレジットカード会社との間で加盟店契約を締結する。
2. 乙は、前項の販売を行うにあたり、訪問販売法、割賦販売法その他関係法令を遵守する。
3. 顧客との間で、商品等の不着、遅延、瑕疵その他の紛争が生じた場合には、乙がすべてその責任と負担において解決するものとし、万一、甲が顧客その他の第三者に損害賠償等の支払いを余儀なくされた場合には、乙はその全額を甲に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を甲に支払う。

第9条（出店料）

1. 出店ページの開設及び出店の料金（以下出店料という。）については本紙オモテ面記載の出店申込書に定めるものとする。
2. 前項の出店料については、乙は、甲に対し、甲が指定する日に最初の6ヶ月分を前払いし、以後6ヶ月ごとに、当該期間開始日10日前までに6ヶ月分を前払いすることとし、すでに支払済みの出店料は、6ヶ月の途中で本契約が終了した場合でも返還しないものとする。この場合の送金手数料等は乙の負担とする。

第10条（顧客情報）

1. 出店ページを利用した顧客にかかる属性、出店ページにおける購入履歴その他の顧客情報（以下顧客情報という。）については、本契約の存続中と終了後を問わず、甲乙いずれも相手方の同意なく自らの業務遂行のためこれらを利用することができる。
2. 甲及び乙は、顧客情報を利用するにあたっては、顧客のプライバシーに配慮し、第三者に顧客情報を有償、無償を問わず漏洩してはならない。

第11条（守秘義務）

乙は、本契約中または契約終了後にかかわらず、本契約及び本契約に関連して知り得た情報、その他甲の機密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩してはならない。但し、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

第12条（禁止事項）

- 乙は、次の行為を行ってはならない。
- (1) 訪問販売法、割賦販売法、景品表示法その他法令の定め違反する行為
 - (2) 犯罪に結びつく行為
 - (3) 公序良俗に反する行為
 - (4) 日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為
 - (5) 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
 - (6) 他の出店者その他の第三者に対し、財産権（知的財産権を含む）の侵害、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為
 - (7) 本モール上でこの運営する店舗に係わる情報以外を宣伝する行為
 - (8) 甲と同種または類似の業務を行う行為
 - (9) 甲のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
 - (10) モールに関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信または書き込む行為

第13条（パスワードの管理等）

1. 乙は、第5条に基づき甲から発行されたパスワードについて、第三者に知られないよう管理し、定期的にパスワードの変更を行うなど、パスワードの盗用を防止する措置を乙の責任において行う。
2. 甲は、コンテンツの送信その他モールへのアクセスについて、送信されたID及びパスワードがいずれも乙が登録したものである場合には、乙からの送信として取り扱うこととし、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については一切責任を負わない。

第14条（サービスの停止）

- 乙は、第2条1項記載の甲が提供するサービスにおいて、下記の事情により一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、サービス停止による出店料の返還、損害の補償等を甲に請求しないこととする。
- (1) 甲のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修等のための停止
 - (2) コンピュータ、通信回線等の事故による停止
 - (3) その他やむを得ない事情による停止

第15条（免責）

甲は、乙がモール出店に関して被った損害（その原因の如何を問わない）について、その損害を賠償する責を負わない。

第16条（契約期間）

本契約の契約期間は、アカウント発行日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲または乙の一方から書面による解約の意思表示がない限り、本契約は1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第17条（乙による解約）

前条の規定にかかわらず、乙は、相手方に対し、3ヶ月前までに書面で相手方に通知し、かつ解約日までの未払出店料を支払うことにより本契約を解約することができる。ただし、アカウント発行日から1年以内を解約日として本契約を解約する場合には、乙は、甲に対し、出店料1年分から既払いの出店料を控除した金額を支払うものとする。

第18条（甲による解約）

1. 甲は、乙が次のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解約するとともに、ただしこの出店ページをモール及びサーバから削除することができる。

- (1) 本契約の条項に違反したとき
 - (2) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
 - (4) 破産、和議、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき
 - (5) 前4号の他、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (6) 解散又は営業停止となったとき
 - (7) 販売方法、取扱商品等について行政当局による注意又は勧告を受けたとき
 - (8) 乙が甲のコンピューターに保存されているデータを甲に無断で閲覧、変更もしくは破壊したとき、
又は その恐れがあると甲が判断したとき
 - (9) 販売方法、取扱商品等が公序良俗に反し又はモールにふさわしくないと甲が判断したとき
 - (10) アカウント発行日から6ヶ月以内に第6条3項に基づく出店許可がなされない場合
2. 甲は、前項各号にかかわらず、本契約の継続が困難と認めるときは、乙に対し、書面による催告の上本契約を解約することができる。
 3. 甲は、事由のいかんを問わず、3ヶ月前までに書面で相手方に通知することにより本契約を解約することができる。
 4. 甲は、第6条3項に基づく出店許可をするまでは、乙から既に受領した出店料を返還することにより、本契約をただちに解約することができる。ただし、前3項に基づき本契約を解約する場合には、既に受領した出店料を返還することなく本契約を解約することができる。

第19条（合意管轄裁判所）

甲と乙との間で訴訟の必要を生じた場合は、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

第20条（規約の変更）

本規約の変更については、甲が変更内容を通知または公告した後において、乙が出店を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなす。

【1997年4月1日制定】

【1999年8月1日改訂】

R-M a i l（無料版）利用規約

第1条（総則）

本規約は、楽天株式会社（以下甲という。）がインターネット上で運営する楽天市場モール（以下モールという。）の出店者が、モール出店に附随するR-Mailサービスを利用するに当たり、甲と当該出店者（以下乙という。）との間の契約関係につき定めるものである。

第2条（用語の定義）

- (1) 本サービス
本サービスとは、乙が作成した電子メールによるユーザーへの広告・通知等（以下メッセージという。）を、配信リストに基づきユーザーの電子メールアドレスに配信するサービス（以下本サービスという。）をいう。
- (2) 出店者
出店者とは、甲が定める出店規約を承認してモールに出店を申し込み、甲が出店を認めている者をいう。
- (3) 配信リスト
配信リストとは、モール上で乙が運営するページで商品を購入または資料請求した人（ただし乙が指定した人は除外する）及び乙自らがメール対象者として登録した人についての、氏名及び電子メールアドレスのリストをいう。
- (4) ユーザー
ユーザーとは、前項に定めたリストに登録された人をいう。

第3条（利用方法）

1. 乙は、本紙表面記載の条件で本サービスの利用を申し込み、甲はこれを承認する。ただし、甲が乙の出店申込を拒絶した場合には、本サービスの利用も拒絶したものとみなす。
2. 乙は、本規約のほか、甲が提供する利用手引の記載事項ならびに甲が必要に応じて行う指導に従うものとする。

第4条（メッセージの作成）

1. メッセージは、乙がその責任と負担において作成する。甲はメッセージの内容について何ら関与せず、いかなる保証もしない。
2. 前項の乙によるメッセージの作成については、出店規約第6条の規定を準用する。
3. メッセージは本モール上で乙の運営する店舗に係わるものに限定される。

第5条（サービスの提供および情報の保証）

1. 本サービスのサービス内容は、甲がその時点で供給可能なものとする。
2. 甲は、メッセージが甲のサーバより配信リストに登録された電子メールアドレスに発信されることのみを保証し、ユーザーへの最

最終的な到達性は保証しない。

3. 甲は、乙に事前に通知することなく、本サービスのサービス内容の追加、部分的改廃をする場合がある。

第6条（配信リストの変更・削除）

1. 乙はユーザーより配信リストからの削除するようリクエストを受けた場合、遅滞なくリストからの削除を行う。
2. 前項に定めるほか、乙は、ユーザーの意思及びプライバシーを尊重し、その責任において配信リストの追加、削除、その他の変更を行う。

第7条（乙の義務）

乙は、以下の義務を負う。

- (1) 作業に必要な資料等の郵送先または電子メール送付先として管理者を1名おくこと。
- (2) 郵送資料・電子メールなどでの連絡事項をチェックし、甲のサーバの作業環境の状態を理解・認識すること。
- (3) 管理者変更の際には、担当変更以前に受け取った作業に必要な全部の情報を（郵送での受領か電子メールでの受領かを問わず）漏れなく後任の管理者に引き継ぐとともに、遅滞なく変更を甲に届け出ること。
- (4) 甲からのサポートについての連絡が受けられるよう自己のメールボックスを管理すること（乙の責任によりメールで連絡を受け取れなかったために発生した如何なる事態に関しても甲はサービス上の責任を負わない。）

第8条（免責・損害賠償）

1. 乙が本規約に違反したことにより、その他本サービスに関連してユーザーその他の第三者との間で紛争が生じた場合には、すべて乙がその責任と費用をもって解決する。
2. 前項の紛争により甲に損害または負担を生じた場合には、乙は甲に対し甲が被った損害及び解決に費用のすべてを支払う。

第9条（利用期間・登録アドレス数）

1. 本サービスの利用期間は出店規約の契約期間に従うものとする。
2. 乙は、前項の利用期間中において、本紙表面記載の本サービス利用条件を変更することはできない。ただし、乙は、利用期間中においても、甲所定の追加使用料を支払い、配信リストの登録アドレス数を増やすことができる。

第10条（メッセージ送付数）

本サービスを本紙オモテ面記載以上のアドレス数で利用する際には、別途R-Mail（有料版）申込を必要とする。

第11条

その他本規約で規定されていない事項に関しては、楽天市場出店規約に準ずるものとする。

【1998年4月1日制定】

【1999年8月1日改訂】